

20 補助金、交付金等の取扱い(各種団体補助及び福祉関連6事業の個別給付を除く)

『合併協定項目(案)』

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 遠距離児童・生徒通学費補助事業

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 定住促進、まちづくり及び地域振興に関する補助金

音別町の「持ち家促進奨励助成」は合併後3年程度で廃止し、阿寒町の「定住促進奨励事業」は定住年数等を満たし支給要件の発生したものを平成19年3月まで支給を継続。

また、まちづくり・地域振興に関する補助金は、各市町の現行制度の趣旨を生かして引き継ぐ。

(2) 水洗便所改造資金融資制度・補助金制度

改造融資はトイレの改造を行う個人に資金の融資あっせんを行い、融資限度額はトイレ1基につき60万円、利子は無利子とし、金融機関に利子補給する。

また、改造補助金は供用開始から3年以内とし、トイレ1基につき4万円とする。ただし、現行の基準に対して補助金交付額が減となる町については、現行の交付額を段階的に補正し合併後2年程度で同一化を図る。

なお、改造融資または改造補助金いずれか一方の選択制とする。

(3) 私立幼稚園就園奨励費補助制度

(4) 奨学金貸付制度

各自治体の上限を適用し再編。

貸付業務は新市で行うが、決定した奨学生が阿寒地区住民(その親、又はこれに代わるべき者が阿寒地区に住所を有する)の場合は、前田一步園財団からの寄付による奨学基金を以って充てる。

(5) スポーツ団体育成補助制度

現行を引き継ぎ、合併後2年程度で補助率等を統一。

(6) 農業・畜産各種利子補給

道制度の「酪農経営負債整理資金利子補給」、「大家畜経営体質強化利子補給」等を新市全体に適用。

(7) 水産業各種利子補給制度

末端金利の状況に応じ各漁業協同組合と調整し補給率を定める。

(8) 工業等振興条例助成

合併後3年程度で再編。

(9) 町内会(自治会)活動補助金

現行を引き継ぎ、合併後3年程度で地域差を考慮しながら補助制度を調整。

(10) 街路灯(防犯灯)の設置・維持補助

現行を引き継ぎ、合併後3年程度で地域差を考慮しながら補助要綱を再編。

(11) 地方バス路線維持補助金

複数自治体間の運行が条件となっている生活交道路線は合併支援プランにより合併後も補助対象。

単独補助路線は生活の足の確保を前提とすることとし、制度の変遷を見ながら補助基準作成等の見直しが必要。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 民間土地区画整理事業への助成制度

(2) 環境保全の資金助成制度

(3) 就学費援助制度

(4) 商工業振興融資制度

(5) 中小企業等活性化推進

合併後3年程度で阿寒町の固定資産税課税免除規定等の取扱いを調整。

(6) コミュニティセンター、地区会館、町内会館施設運営補助制度

4 新市において廃止するもの

- (1) 白糖町の産業振興資金貸付
- 5 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの
 - (1) 高等学校の通学費助成

阿寒高校通学費助成制度は、合併時の新1年生までを対象に3年間存続した後廃止することが望ましい。

なお、新市としての通学費助成制度を検討。
 - (2) 芸術・文化団体育成補助制度

現行を引き継ぎ、歴史的・地域的な背景を踏まえ合併後1年程度で補助内容を調整。
 - (3) 中心市街地活性化対策

『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	
1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 港湾従事者福利厚生支援	08 - 08 - 02 - 02	
	(2) 遠距離児童・生徒通学費補助制度	16 - 02 - 03 - 05 【先行調整項目】	

	(3) 釧路市の学校法人(私立高校)等への補助制度	16 - 02 - 03 - 08	
	(4) 修学旅行助成制度	16 - 02 - 03 - 22	法による3級以上の高度へき地は補助制度を存続
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 定住促進、まちづくり及び地域振興に関する補助金(「企画事務補助金」)	03 - 05 - 02 - 01 【先行調整項目】	音別町の「持ち家促進奨励助成」は合併後3年程度で廃止し、阿寒町の「定住促進奨励事業」は定住年数等を満たし支給要件の発生したものを平成19年3月まで支給を継続 まちづくり・地域振興に関する補助金は、各市町の現行制度の趣旨を生かして引き継ぐ
	(2) 公園内スケートリンク造成支援	09 - 03 - 01 - 05	
	(3) 水洗便所改造資金融資制度・補助金制度	10 - 01 - 03 - 06	改造融資はトイレの改造を行う個人に資金の融資あっせんを行い、融資限度額はトイレ1基につき60万円、利子は無利子とし、金融機関に利子補給する 改造補助金は供用開始から3年以内とし、トイレ1基につき4万円とする ただし、現行の基準に対して補助金交付額が減となる町については、現行の交付額を段階的に補正し合併後2年程度で同一化を図る 改造融資または改造補助金いずれか一方の選択制とする
	(4) 私立幼稚園就園奨励費補助制度	16 - 02 - 01 - 07 【先行調整項目】	
	(5) 奨学金貸付制度	16 - 02 - 03 - 02 【先行調整項目】	各自治体の上限を適用し再編 貸付業務は新市で行うが、決定した奨学生が阿寒地区住民(その親、又はこれに代わるべき者が阿寒地区に住所を有する)の場合は、前田一歩園財団からの寄付による奨学基金を以って充てる 基金の取扱い等は他の基金との整合性を考慮
	(6) 研究指定校支援制度	16 - 02 - 03 - 06	合併時に新たな指定要件等の基準を適用 合併前の指定を想定し、1年程度の経過措置を設ける
	(7) 学校教育関係団体研究支援制度	16 - 02 - 03 - 07	同一または類似団体の自主的再編・統合を促し、その他の団体は地域事情を助案し調整 各団体の支援額は新市における基準で対応
	(8) スポーツ団体育成補助制度	16 - 07 - 02 - 03	現行を引き継ぎ、合併後2年程度で補助率等を統一
	(9) 農業・畜産業各種利子補給	20 - 01 - 03 - 04 【先行調整項目】	道制度の「酪農経営負債整理資金利子補給」、「大家畜経営体質強化利子補給」等を新市全体に適用
	(10) 水産業各種利子補給制度	20 - 03 - 02 - 03 【先行調整項目】	現行利子補給は引き継ぐ 末端金利の状況に応じ、各漁業協同組合と調整し補給率を定める

	(11) 企業誘致	20 - 05 - 04 - 10	新たな制度に再編するが、旧制度の適用は引き継ぐ
	(12) 工業等振興条例助成	20 - 05 - 04 - 11 【先行調整項目】	合併後3年程度で再編
	(13) 勤労者生活資金貸付	20 - 07 - 02 - 01	制度内容を再編
	(14) 町内会(自治会)活動補助金	21 - 05 - 01 - 01 【先行調整項目】	現行を引き継ぎ、合併後3年程度で地域差を考慮しながら補助制度を調整 地域の実情を踏まえ、町内会組織と行政の連携のあり方を検討
	(15) 街路灯(防犯灯)の設置・維持補助	21 - 05 - 02 - 01 【先行調整項目】	現行を引き継ぎ、合併後3年程度で地域差を考慮しながら補助要綱を再編
	(16) 防犯組織活動補助金	21 - 05 - 04 - 01	釧路地方防犯協会連絡協議会に新市として参加し、補助金制度は組織化の動向により再編
	(17) 地方バス路線維持補助金	21 - 12 - 01 - 01 【先行調整項目】	複数自治体間の運行が条件となっている生活交通路線は合併支援プランにより合併後も補助対象 単独補助路線は生活の足の確保を前提とすることとし、制度の変遷を見ながら補助基準作成等の見直しが必要
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 私道測量補助制度	08 - 01 - 02 - 01	
	(2) 私道舗装整備補助制度	08 - 01 - 02 - 02	
	(3) 民間土地区画整理事業への助成制度	09 - 02 - 01 - 03 【先行調整項目】	
	(4) 市街地再開発事業への助成制度	09 - 02 - 02 - 04	
	(5) 生ごみ処理機購入費補助事業	14 - 01 - 03 - 05	
	(6) 環境保全の資金助成制度	15 - 03 - 02 - 03 【先行調整項目】 15 - 05 - 02 - 03	
	(7) 私立幼稚園運営費補助制度	16 - 02 - 01 - 06	釧路市の建設費助成制度も引き継ぐ
	(8) 就学費援助制度	16 - 02 - 03 - 03 【先行調整項目】	
	(9) 教職員研修参加費補助制度	16 - 02 - 03 - 19	参加補助に対する支出方法や教職員研修のあり方を再構築 北海道教育委員会負担が原則の研修旅費に対する独自補助を研究
	(10) 文化会館芸術鑑賞事業助成制度	16 - 06 - 01 - 16	
	(11) 民生委員・児童委員活動補助	17 - 02 - 01 - 01	
	(12) 商工業振興融資制度	20 - 05 - 04 - 01 【先行調整項目】	合併後7年程度、既実行分を引き継ぐ
	(13) 中小企業等活性化推進	20 - 05 - 04 - 03 【先行調整項目】	合併後3年程度で阿寒町の固定資産税課税免除規定等の取扱いを調整
	(14) コミュニティセンター、地区会館、町内会館施設運営補助制度	21 - 05 - 03 - 01 【先行調整項目】	

4 新市において廃止するもの	(1) 公民館活動支援制度	16 - 05 - 02 - 05	助成措置は合併後1年程度で廃止 会場優先利用サービス、友の会組織は継続
	(2) 白糠町の産業振興資金貸付 (「その他商工業振興事業」)	20 - 05 - 04 - 15	実行分は完済まで引き継ぐ
5 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの	(1) 校外活動・クラブ活動等補助	16 - 02 - 02 - 18	合併後1年程度で調整
	(2) 高等学校の通学費助成	16 - 04 - 01 - 04	阿寒高校通学費助成制度は、合併時の新1年生までを対象に3年間継続した後廃止することが望ましい 新市としての通学費助成制度を検討
	(3) 社会教育関係助成制度	16 - 05 - 04 - 04	釧路市の「地域うるおい学習推進事業」を引き継ぐが、再編や存続を新市で検討
	(4) 芸術・文化団体育成補助制度(運営補助)	16 - 06 - 02 - 07	現行を引き継ぎ、歴史的・地域的な背景を踏まえ合併後1年程度で補助内容を調整
	(5) 芸術文化活動補助制度(開催・派遣補助)	16 - 06 - 02 - 08	現行を引き継ぎ、合併後1年程度で補助対象要件等を調整
	(6) スポーツ活動補助制度	16 - 07 - 02 - 04	現行を引き継ぎ、合併後1年程度で補助対象要件等を調整
	(7) 中心市街地活性化対策	20 - 05 - 04 - 02	釧路市の現行を引き継ぐとともに、各地域商店街の活性化対策を早期に調整
	(8) 都心部賑わい創出推進	20 - 05 - 04 - 04	(同上)
	(9) 商店街支援	20 - 05 - 04 - 05	(同上)